

令和5年3月8日 制定

株式会社建築住宅センター

B E L S 評価業務に係る料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「株式会社建築住宅センター BELS 評価業務規程」(以下「規程」という。)第12条の規定に基づき、株式会社建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施するBELS 評価業務に係る評価料金について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 規程第12条に規定する評価料金は、別表1に掲げる額とする。

(評価料金の収納方法)

第3条 申請者は、評価料金を現金又はセンターの指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。ただし、協議により合意した場合には別の支払い方法をとることができる。

2 前項の支払いに要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金の返還)

第4条 納入した評価料金は、原則として返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できない場合にあつては、この限りでない。

(評価料金の減額又は増額)

第5条 評価料金の減額又は増額については、別表1に掲げる要件及び額によることとする。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

別表 1

1. B E L S 評価業務料金

(消費税込み)

| 審査要件 | | 料金 (円/棟) |
|----------|---|----------|
| 単独申請 | | 36, 300 |
| 併願申請① | 建築確認申請 | 31, 900 |
| 併願申請②※ 1 | 建築物エネルギー消費性能適合性判定 設計住宅性能評価 長期使用構造等確認 低炭素建築物技術的審査 適合証明 | 17, 600 |
| 複数申請※ 2 | 2 棟目から | 17, 600 |
| 変更申請※ 3 | | 17, 600 |

※ 1 併願申請② B E L S 評価審査と同一の算定内容等での審査ができる場合に限る。

※ 2 複数棟同時申請 同一プランを同時に申請する場合に限る。

※ 3 内容が大きく変更となる場合は、単独申請の取扱いとする。

2. B E L S 評価業務 再交付料金

当センターが発行した評価書の再交付料金

(消費税込み)

| | |
|-------|-------------------|
| 再交付料金 | 1 通につき 5, 5 0 0 円 |
|-------|-------------------|

3. その他

規程第 1 1 条に定める B E L S 表示プレート等を購入希望する場合の発注事務手数料

(消費税込み)

| | |
|------------|--------------------|
| 発注事務手数料※ 4 | 1 発注につき 2, 2 0 0 円 |
|------------|--------------------|

※ 4 プレート又はシールの交付料金代及び送料等は別途。